

新生児聴覚検査と産婦健康診査にかかる費用の助成について

①受診票による助成



- ◆産後間もない赤ちゃんが行う「新生児聴覚検査(初回検査)」にかかった費用を助成します。

新生児聴覚検査を受ける時に、「新生児聴覚検査受診票」を提出してください。

使用時期 助成金額	検査項目
入院中または生後1か月以内 助成額：初回検査にかかる全額	自動聴性脳幹反応検査(AABR) または 耳音響放射検査(OAE)

- ◆産婦健康診査1回分または2回分を助成します(回数は医療機関・助産所で異なります)。
産婦健康診査を受診する時に、「下川町産婦健康診査受診票」を提出してください。

使用時期 助成金額	診査項目
産後2週前後 産後1か月前後 助成額：5,000円/回	(1) 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等) (2) 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等) (3) 血圧測定・体重測定 (4) 尿検査(蛋白・糖) (5) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) ※必ず記入してから受診してください

②受診票を使用せずに受けた場合の助成

- ◆受診票を使用せずに受けた、新生児聴覚検査(初回検査)や産婦健康診査にかかった費用を助成します。

◆助成の受け方

ハピネスの窓口で、申請していただくことで助成が受けられます。

必要なものは次のとおりです。

- ①申請書(ハピネスでお渡しします。)
- ②該当する新生児聴覚検査および産婦健康診査の**領収書**
- ③振込先となる方の**銀行名・口座番号・口座名義がわかるもの**。



- ◆新生児聴覚検査は検査日から1年以内、産婦健康診査の最終受診日から6か月以内に申請されたものが有効です。期間を過ぎると無効になりますので、早めに申請してください。

問い合わせ：総合福祉センター「ハピネス」内 TEL 4-3356
保健福祉課 保健・介護グループ 保健担当